

# 特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「本会」という。）における特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項柱書きに定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金：認定法施行規則第22条第3項3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等：前2号の資金等を総称するものをいう。

### (原則)

第3条 この規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第2章 特定費用準備資金

### (特定費用準備資金の保有)

第4条 本会は、特定費用準備資金を保有することができる。

### (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 本会が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会にて提示し、理事会は次の要件を充たす場合において事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 本会は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 本会が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な額の算定方法を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については、積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金に

については、資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠について、書類を本会事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第 11 条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項の規定に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第 22 条第 4 項において準用する第 18 条第 3 項から第 5 号までの規定に基づき、経理処理を行う。

## 第 5 章 雑則

(法令等の読替え)

第 12 条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 14 条 この規程の実施に必要な細則は、常勤理事会の決議を経て代表理事（理事長）が定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 22 日より暫定運用する。

この規程は、令和 7 年 3 月 25 日より施行する。(理事会にて決定)